

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和 7 年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金について【情報提供】

1 趣旨

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。令和 7 年度分の補助金申請についてご案内いたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

4 補助対象経費

掲示板の新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません。

※修繕には改修を含みます。

※電子掲示板（デジタルサイネージ）の新設にも対応します。

補助対象となる範囲に条件がございますので（通信費用が掛かる場合など）、申請される際は必ず事前にご相談ください。

5 補助額

（1）新設（建替えを含む）

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 10 万円（電子掲示板の場合は 20 万円）

（2）修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 4 万円

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

6 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

※同一自治会町内会からの申請は 2 回までとします。

（申請期間内のいつでも申請いただけます）

※補助金限度額（10万円、もしくは4万円）の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設の申請を重複することはできません。

※補助額は予算の範囲内となります。申請を受けたものから順次審査を行いますので、申請状況により補助金を交付できない場合があります。予めご了承ください。

7 補助金申請・交付手続の流れ

(1) 補助金交付申請書類の提出

補助金交付申請を行う自治会町内会は、次の書類を準備し、申請期間内にご提出ください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 工事に係る見積書（写）
- ③ 掲示板設置場所の地図
- ④ 工事施工前の写真

※修繕の場合、掲示板全体の写真だけでは修繕箇所がわからない場合があります。

全体写真に加え、修繕箇所に近づいて撮影した写真も添付してください。

- ⑤ 【新設する場合のみ】掲示板設置場所の土地所有者の許可がわかるもの
掲示板設置箇所が公道の場合：道路占用許可書（写）
掲示板設置箇所が民地等の場合：土地使用承諾書（写）

【申請期間】

令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）



(2) 申請内容の審査

磯子区にて申請内容を審査し、補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付します。掲示板の工事は、補助金交付決定通知書（第2号様式）を入手してから行ってください。ただし、災害や事故等により破損し、緊急で修繕する必要がある場合は、工事後の申請が可能な場合がございますので、工事前にご一報ください。

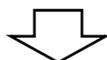


(3) 完了報告にかかる書類の提出

掲示板の工事が終わりましたら、次の完了報告にかかる書類をご提出ください。

【提出書類】

- ① 完了報告書（第4号様式）
- ② 掲示板の完成写真
※修繕で施工箇所がわかりづらい場合は、工事中的の写真も添付していただくことがあります。
- ③ 工事に係る領収書（写）



(4) 報告内容の審査

完了報告書類を審査し、補助金額を確定しましたら、補助金額確定通知書（第5号様式）と補助金請求書様式（第6号様式）をお送りします。



(5) 補助金請求書（第6号様式）の提出

補助金請求書（第6号様式）に補助金額確定通知書（第5号様式）の写しを添付のうえ、指定の期日までにご提出ください。



(6) 補助金の振り込み

請求書にご記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

8 申請方法

持参、郵送またはメールで交付申請書類をご提出ください。

【提出先】 地域振興課地域活動係

住所：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所6階

メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

※各種様式は地域振興課窓口でお渡しします。

下記ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/keijiban.html



9 掲示板の所有者が自治会町内会ではない場合（補助対象事業者等の特例）

掲示板の所有者が集合住宅の管理組合の場合は、以下の条件をすべて満たす場合のみ、補助金申請を行うことができます。

- (1) 集合住宅の管理組合と自治会町内会の構成員がほぼ同一であること
- (2) 掲示板について、自治会町内会活動に使用していること
- (3) 自治会町内会が掲示板の設置等の費用を負担すること

<令和7年度のスケジュール>

令和7年3月	4月～令和8年1月	3月末
補助金の申請案内	申請受付期間・順次審査 ←申請期間→	補助申請した 掲示板の工事完了期限

※令和7年度予算が横浜市会で議決されることを条件としています。

【問合せ先】 磯子区地域振興課 保月・中谷

電話：750-2391 FAX：750-2534

メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp